

マイナンバー制度は安心・安全の仕組みです

個人情報の漏洩を防ぐため、制度・システム面などで、
さまざまな安全対策が施されています。

①マイナンバーは不正に利用できません

法律や条例に定められた事務以外でマイナンバーを利用したり、情報の漏えいを行った場合は、刑事罰が科されることがあります。

②なりすまし防止

行政手続きなどでマイナンバーを利用する場合は、番号を確認するだけでなく、顔写真付きの身分証明書などで必ず本人確認をします。

③制度の運用を厳しく監視

マイナンバーが適切に取り扱われているかを、国が設置した第三者機関の特定個人情報保護委員会が監視・監督します。

④事前にリスクを分析し公表

マイナンバーを含む個人情報を保有する場合、影響範囲やリスクを分析する特定個人情報保護評価を行い、結果を公表します。

⑤システムへの接続制限

各機関で情報連携を行う場合は、接続できる人を制限。通信の暗号化も行います。

⑥アクセス記録の確認(H29.1～)

個人番号カードがあれば、パソコンで、自分のマイナンバーに紐づいた個人情報などの機関に提供されているか確認できます。

素朴な疑問に答えます

Q1. マイナンバーは赤ちゃんでももらえるの

➡出生届を提出した時にマイナンバーが指定されます。また、通知カードは後日住民票の住所に簡易書留で郵送されます。

Q2. 引っ越しや結婚をした場合、マイナンバーはどうなるの

➡マイナンバーは生涯使う番号なので、引っ越しや結婚などがあっても番号が変わることはありません。

Q3. 死亡した人のマイナンバーはどうなるの

➡亡くなられた方のマイナンバーはそのまま残りますが、通知カードや個人番号カードは失効します。

Q4. マイナンバーの数字は、希望すれば好きな番号をもらうことができるの

➡マイナンバーは指定されるものです。ただし、カードの紛失などで漏えいして不正に使われるおそれがある場合は、本人の申請などにより変更することができます。

Q5. 通知カードを受け取らないことはできるの

➡行政手続きや勤務先へマイナンバーを提出する際に必要になりますので、必ず通知カードを受け取ってください。

Q6. 自分のマイナンバーを取り扱う時に気を付けなければならないことはなんですか

➡決められた手続きや勤務先への提出など以外では、マイナンバーを他人に知らせないように気をつけてください。

Q7. 個人番号カードは、申請したらすぐにももらえるの

➡個人番号カードは平成28年1月以降に受け取ることができます。始めは多くの申請が予想されますので、受け取りに時間がかかる場合があります。

Q8. 子どもでも個人番号カードは申請できるの

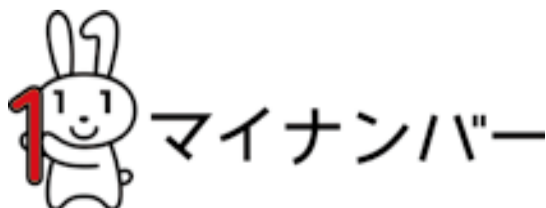
➡個人番号カードの申請に年齢制限はありません。15歳未満の方は代理人などが申請すればカードをもらうことができます。

Q9. マイナンバーが通知されるのは日本国籍の人だけなの

➡外国籍でも住民票のある方には、マイナンバーが指定されます。

Q10. マイナンバーを民間企業に提示することはあるの

➡税や社会保険の手続きで利用するため、勤務先からマイナンバーの提出を求められます。



☎ 334-1124 市民課